

『乙種4類 危険物取扱者試験 令和6年版』 に関するお詫びと訂正のご案内

『乙種4類 危険物取扱者試験 令和6年版』の内容について誤りがありましたことを、心よりお詫び申し上げます。以下の通り訂正致しますので、お手持ちの本書に加筆訂正をお願い致します。

ご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。

よろしくお願ひ申し上げます。

初 版

P28 ▶解説 更新： [2024.01.26]	誤	〔問6〕正解…5 (E) 「製造所等の位置、構造又は設備を〈A〉変更する場合」において、当該製造所等のうち当該変更の〈B〉工事に係る部分以外の部分の全部又は一部」について〈C〉市町村長等の承認」を受けたときは、〈E〉完成検査を受ける前」においても、仮に使用することができる。変更の許可と仮使用は〈E〉同時に申請することができる。」													
	正	〔問6〕正解…5 (E) 「製造所等の位置、構造又は設備を〈A〉変更する場合」において、当該製造所等のうち当該変更の〈B〉工事に係る部分以外の部分の全部又は一部」について〈C〉市町村長等の承認」を受けたときは、〈D〉完成検査を受ける前」においても、仮に使用することができる。変更の許可と仮使用は〈E〉同時に申請することができる。」													
P153 ■所要単位 と能力単位 更新： [2024.01.17]	誤	◎能力単位とは、所要単位に対応する消火設備の消火能力の基準の単位をいう。 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">製造所等の構造及び危険物</th><th>1 所要単位当たりの数値</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">製造所 取扱所</td><td>耐火構造</td><td>延べ面積 100m²</td></tr><tr><td></td><td>延べ面積 50m²</td></tr><tr><td rowspan="2">貯蔵所</td><td>耐火構造</td><td>延べ面積 150m²</td></tr><tr><td>不燃材料</td><td>延べ面積 75m²</td></tr></tbody></table> ～省略～	製造所等の構造及び危険物		1 所要単位当たりの数値	製造所 取扱所	耐火構造	延べ面積 100m ²		延べ面積 50m ²	貯蔵所	耐火構造	延べ面積 150m ²	不燃材料	延べ面積 75m ²
	製造所等の構造及び危険物		1 所要単位当たりの数値												
製造所 取扱所	耐火構造	延べ面積 100m ²													
		延べ面積 50m ²													
貯蔵所	耐火構造	延べ面積 150m ²													
	不燃材料	延べ面積 75m ²													
正	◎能力単位とは、所要単位に対応する消火設備の消火能力の基準の単位をいう。 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">製造所等の構造及び危険物</th><th>1 所要単位当たりの数値</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">製造所 取扱所</td><td>耐火構造</td><td>延べ面積 100m²</td></tr><tr><td>不燃材料</td><td>延べ面積 50m²</td></tr><tr><td rowspan="2">貯蔵所</td><td>耐火構造</td><td>延べ面積 150m²</td></tr><tr><td>不燃材料</td><td>延べ面積 75m²</td></tr></tbody></table> ～省略～	製造所等の構造及び危険物		1 所要単位当たりの数値	製造所 取扱所	耐火構造	延べ面積 100m ²	不燃材料	延べ面積 50m ²	貯蔵所	耐火構造	延べ面積 150m ²	不燃材料	延べ面積 75m ²	
製造所等の構造及び危険物		1 所要単位当たりの数値													
製造所 取扱所	耐火構造	延べ面積 100m ²													
	不燃材料	延べ面積 50m ²													
貯蔵所	耐火構造	延べ面積 150m ²													
	不燃材料	延べ面積 75m ²													

<p>P66 ■定期点検の 対象施設 更新： [2024.03.04]</p>	<p>追 加</p>	<p>※以下は定期点検の対象から除く。 ①火薬類取締法の規定による危害予防規程を定めている製造所等 ②鉱山保安法の規定による保安規程を定めている製造所等 ③指定数量の倍数が30以下で、かつ、引火点が40℃以上の第四類の危険物のみを 容器に詰め替える一般取扱所（←追加）</p>																				
<p>P68 【1】 更新： [2024.03.04]</p>	<p>誤 正</p>	<p>【問1】法令上、次のA～Eの製造所等のうち、定期点検を義務づけられていないもののみをすべて掲げているものはどれか。ただし、鉱山保安法による保安規程または火薬類取締法による危害予防規程を定めている製造所等を除く。</p> <table border="1" data-bbox="582 533 1279 734"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 1. AとB</td> <td>A. 指定数量の倍数100のエタノールを貯蔵する屋内貯蔵所</td> </tr> <tr> <td>2. AとC</td> <td>B. 指定数量の倍数30の灯油を容器に詰め替える一般取扱所</td> </tr> <tr> <td>3. BとC</td> <td>C. 指定数量の倍数100の重油を貯蔵する屋外タンク貯蔵所</td> </tr> <tr> <td>4. CとD</td> <td>D. 指定数量の倍数10のアセトンを製造する製造所</td> </tr> <tr> <td>5. CとE</td> <td>E. 指定数量の倍数100の軽油を貯蔵する屋外貯蔵所</td> </tr> </table> <p>【問1】法令上、次のA～Eの製造所等のうち、定期点検を義務づけられているもののみをすべて掲げているものはどれか。ただし、鉱山保安法による保安規程または火薬類取締法による危害予防規程を定めている製造所等を除く。</p> <table border="1" data-bbox="582 891 1279 1093"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 1. AとB</td> <td>A. 指定数量の倍数100のエタノールを貯蔵する屋内貯蔵所</td> </tr> <tr> <td>2. AとC</td> <td>B. 指定数量の倍数30の灯油を容器に詰め替える一般取扱所</td> </tr> <tr> <td>3. BとC</td> <td>C. 指定数量の倍数100の重油を貯蔵する屋外タンク貯蔵所</td> </tr> <tr> <td>4. CとD</td> <td>D. 指定数量の倍数10のアセトンを製造する製造所</td> </tr> <tr> <td>5. DとE</td> <td>E. 指定数量の倍数100の軽油を貯蔵する屋外貯蔵所</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 1. AとB	A. 指定数量の倍数100のエタノールを貯蔵する屋内貯蔵所	2. AとC	B. 指定数量の倍数30の灯油を容器に詰め替える一般取扱所	3. BとC	C. 指定数量の倍数100の重油を貯蔵する屋外タンク貯蔵所	4. CとD	D. 指定数量の倍数10のアセトンを製造する製造所	5. CとE	E. 指定数量の倍数100の軽油を貯蔵する屋外貯蔵所	<input checked="" type="checkbox"/> 1. AとB	A. 指定数量の倍数100のエタノールを貯蔵する屋内貯蔵所	2. AとC	B. 指定数量の倍数30の灯油を容器に詰め替える一般取扱所	3. BとC	C. 指定数量の倍数100の重油を貯蔵する屋外タンク貯蔵所	4. CとD	D. 指定数量の倍数10のアセトンを製造する製造所	5. DとE	E. 指定数量の倍数100の軽油を貯蔵する屋外貯蔵所
<input checked="" type="checkbox"/> 1. AとB	A. 指定数量の倍数100のエタノールを貯蔵する屋内貯蔵所																					
2. AとC	B. 指定数量の倍数30の灯油を容器に詰め替える一般取扱所																					
3. BとC	C. 指定数量の倍数100の重油を貯蔵する屋外タンク貯蔵所																					
4. CとD	D. 指定数量の倍数10のアセトンを製造する製造所																					
5. CとE	E. 指定数量の倍数100の軽油を貯蔵する屋外貯蔵所																					
<input checked="" type="checkbox"/> 1. AとB	A. 指定数量の倍数100のエタノールを貯蔵する屋内貯蔵所																					
2. AとC	B. 指定数量の倍数30の灯油を容器に詰め替える一般取扱所																					
3. BとC	C. 指定数量の倍数100の重油を貯蔵する屋外タンク貯蔵所																					
4. CとD	D. 指定数量の倍数10のアセトンを製造する製造所																					
5. DとE	E. 指定数量の倍数100の軽油を貯蔵する屋外貯蔵所																					
<p>P70 ▶解説 【1】 更新： [2024.03.04]</p>	<p>誤 正</p>	<p>【問1】正解…2（AとC） A. 指定数量の倍数が150以上の屋内貯蔵所が対象となる。⇒不要 B. <u>指定数量の倍数が10以上、または地下タンクを有する一般取扱所が対象となる。</u> ～省略～</p> <p>【問1】正解…5（DとE） A. 指定数量の倍数が150以上の屋内貯蔵所が対象となる。⇒不要 B. <u>指定数量の倍数が30以下で、かつ、引火点が40℃以上の第四類の危険物のみを容器に詰め替える一般取扱所。⇒不要</u> ～省略～</p>																				